

様式第一号（第四条関係）

○	○	犬
認定番号		
認定年月日		
犬種		
認定を行った 指定法人の名称		
指定法人の 住所及び連絡先		

備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。
 この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をすることにより容易に破損しないものとする。
 「〇〇犬」には、盲導犬、介助犬又は聴導犬の別を記載する。
 盲導犬における「指定法人」とは、道路交通法施行令第八条第二項に規定する国家公安委員会が指定した法人をいう。

様式第二号（第八条関係）

年 月 日

指定法人の代表者 殿

身体障害者補助犬 (介助犬)
 (聴導犬) の認定申請書

今般、身体障害者補助犬法第十六条第一項の認定を受けたいので、別紙「身体障害者補助犬認定申請調書」に身体障害者補助犬法施行規則第八条第二項に規定する書類を添付し、申請します。

申 請 者	
使 用 者 名	訓 練 事 業 者 名
氏 名 印	訓練事業者名
住 所	代表者名 印
	訓練事業所の所在地

備考 使用者名及び訓練事業者名又は代表者名は、署名又は記名押印によるものとする。

(別紙)

身体障害者補助犬認定申請調書

事 項		内 容	
使 用 者 に 関 す る 事 項	氏名、性別及び生年月日	男・女 生	
	住所及び連絡先		
	障害の状況	障害名 障害の級別 障害の状況	
	必要とする補助		
育 成 犬 に 関 す る 事 項	名前、性別及び生年月日	雄・雌 生	
	犬種、毛色及び毛質		
	狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録番号		
	予防接種の状況	診療機関等の名称 獣医師名印 直近の予防接種年月日 予防接種の種類	
	検診等の状況	診療機関等の名称 獣医師名印 直近の検診年月日 検診等の結果	
訓 練 事 業 者 に 関 す る 事 項	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先		
	代表者の氏名		
	育成犬の訓練者名及び訓練経歴	訓練者名 育成頭数	頭、訓練経験年数 年

備考 獣医師名は、署名又は記名押印によるものとする。

様式第三号（第九条関係）

(表面)

(裏面)

身体障害者補助犬認定証 (〇〇犬)			
写 真 (使用者)	写 真 (認定犬)	認定番号	
使用者名	(性別) 生年月日	認定年月日	
使用者の住所及び連絡先		指定法人名	
犬の名前	(性別) 生年月日	指定法人の代表者名	印
犬種、毛色、毛質		訓練事業者名	
狂犬病予防法に基づく登録番号		訓練事業者の代表者名	
		訓練事業者の住所及び連絡先	

備考 この身体障害者補助犬認定証の大きさは、縦百二十ミリメートル、横百六十ミリメートルとする。写真の大きさは、縦三十ミリメートル、横二十五ミリメートルとする。

この用紙は厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折すること。

「〇〇犬」には、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

様式第四号（第十四条関係）

(表面)

注意 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	指定法人検査証 (身体障害者補助犬法第十九条関係)
--	-------------------------------------

(裏面)

第 号
平成 年 月 日交付

厚生労働大臣
印

職 名 氏 名

身体障害者補助犬法（抜粋）

（報告の徴収等）

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に關し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 この用紙はA列七番とし厚紙を用い、中央の点線のところで二つ折りすること。

様式第五号（附則第三条関係）

(表面)

身体障害者補助犬法附則第三条に基づく表示



犬

有効期限：平成十六年九月三十日

犬種	
訓練事業者名	
訓練事業者の住所及び連絡先	

(裏面)

(身体障害者補助犬法)（抜粋）

附則第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をすることにより容易に破損しないものとする。

「○○犬」には、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

様式第六号（附則第三条関係）

年　月　日

厚生労働大臣 殿

使用者の氏名
使用者の住所

印

身体障害者補助犬法附則第三条に基づく表示について

身体障害者補助犬法附則第三条に基づき 介助犬 聽導犬 と表示することについて、下記のとおり届け出ます。

記

事　　項	内　　容
使用者の氏名、性別及び生年月日	男・女 生
使用者の住所及び連絡先	
犬の名前、性別及び生年月日	雄・雌 生
犬種、毛色及び毛質	
狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録番号	
犬の使用開始年月日	
訓練事業者の氏名又は名称	
訓練事業者の住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先	
訓練事業者の代表者氏名	

備考 使用者の氏名は、署名又は記名押印によるものとする。

身体障害者補助犬法施行規則及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(平成14年10月1日)

(障発第1001001号)

各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号。以下「法」という。)に基づく「身体障害者補助犬法施行規則」(以下「施行規則」という。)については、平成14年9月30日厚生労働省令第127号をもって、また、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第50号)の一部の施行に伴う身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令については、平成14年9月30日厚生労働省令第126号をもって公布され、それぞれ平成14年10月1日から施行されることとなったが、その施行に当たっては、下記に掲げる事項に留意の上、管下市町村を始め、関係機関・団体及び身体障害者補助犬の訓練を行う者(以下「訓練事業者」という。)等に対し、周知徹底を図られるよう特段の御配意をお願いしたい。

記

1 身体障害者補助犬の訓練について(施行規則第1条、第2条及び第3条関係)

(1) 盲導犬の訓練について

盲導犬の訓練は、施行規則第1条に定める訓練基準に基づき行うとともに、併せて、平成4年に社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会で策定された「盲導犬訓練基準」(別添1)も指針として活用されるべきものであること。

(2) 介助犬及び聴導犬の訓練について

介助犬及び聴導犬の訓練は、施行規則第2条及び第3条に定める訓練基準に基づき行うとともに、併せて、厚生労働省の「介助犬の訓練基準に関する検討会」及び「聴導犬の訓練基準に関する検討会」から平成14年に報告された「介助犬訓練基準」(別添2)及び「聴導犬訓練基準」(別添3)も指針として活用されるべきものであること。

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 訓練事業者は、公共交通機関、商業施設、飲食施設等(以下「施設等」とい

う。)で訓練を行う場合は、これらの管理者から、訓練の日時、内容等について事前に了承を得ること。

また、訓練に当たっては、施設等の規則や指示に従うとともに、施設等や周囲の人に迷惑又は危害を及ぼさないよう責任をもって管理しなければならないこと。

イ 訓練事業者は、屋外での訓練の実施に当たっては、訓練を行っている犬の胴体の見やすい場所に、「訓練中」である旨を明確に表示しなければならないこと。

2 身体障害者補助犬の表示について（施行規則第4条関係）

身体障害者補助犬の表示は、施行規則様式第一号によるものであるが、その大きさについて一律の基準を定めていないのは、犬の体高及び動作への支障等を考慮したものであること。

3 身体障害者補助犬健康管理記録について（施行規則第5条関係）

施行規則第5条の身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理については、平成13年度厚生科学特別研究事業により取りまとめられた「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」（別添4）を参考に実施することとし、その結果を身体障害者補助犬の健康管理手帳に記録し、所持することが望ましいこと。

4 身体障害者補助犬の認定を行う法人の指定について（施行規則第7条関係）

身体障害者補助犬の認定を行う法人としては、施行規則第2条第1項第3号又は第3条第1項第3号の合同訓練のみを実施する法人も指定することができる旨を規定したところであるが、この規定は、当面、身体障害者が使用する身体障害者補助犬に必要とされる能力を適正に認定するために設けられていることを踏まえ、身体障害者更生援護施設を経営する社会福祉法人について適用することが想定されるものであること。

5 身体障害者補助犬の認定について（施行規則第9条関係）

(1) 認定の方法について

指定法人による介助犬及び聴導犬の認定は、施行規則第9条に基づき行うとともに、併せて、厚生労働省に設置した「介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会」から平成14年に報告された「介助犬の認定要領」（別添5）及び「聴導犬の認定要領」（別添6）も指針として活用されるべきものであること。

(2) 認定に当たっての留意事項

ア 指定法人は、施設等で認定のための実地の検証及び実地の確認（以下「検等」という。）を行う場合は、これらの管理者から、検証等の日時、内容等につ

いて事前に了承を得ること。

また、検証等にあたっては、施設等の規則や指示に従うとともに、施設等や周囲の人に迷惑又は危害を及ぼさないよう責任をもって管理しなければならないこと。

イ 指定法人は、施設等の検証の実施にあたっては、検証等を行っている犬の胴体の見やすい場所に、「試験中」である旨を明確に表示しなければならないこと。

6 認定を受けていない犬の表示について（施行規則附則第3条関係）

法第16条の認定を受けていない犬として施行規則様式第5号の表示を行うことができる犬は、現在稼働している介助犬及び聴導犬又は今後稼働する介助犬及び聴導犬であって、訓練事業者の訓練が終了し、使用者が施設等に同伴できる状態に訓練されているものであることが必要であること。

また、この表示は、指定法人の認定を受けるまでの間の暫定的な措置であることから、法第7条から第11条までの規定は適用されないものであるが、関係者には、身体障害者の自立と社会参加を目指した法の趣旨の理解を求め、できるだけ施設等の円滑な利用がなされるよう特段の配慮を願いたい。

7 身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について

盲導犬の訓練については、身体障害者福祉法施行規則第15条に規定されていたところであるが、今般、新たに施行規則に規定したところであるので、当該規定は削除されたものであること。